

大分県報

平成三十年
号外（五〇）
四月一日

（金曜日）

目次

教育委員会訓令甲

大分県教育庁等事務決裁規程の一部改正……………

○教育委員会訓令甲

大分県教育委員会訓令甲第四号

大分県教育庁等事務決裁規程（昭和四十四年大分県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十年四月一日

別表第一の十一の項中第一号及び第二号を次のように改める。

一 法第四十条第一項及び施行令第二十一条の規定に基づき、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に検査等をさせること。	課長
二 施行令第二十一条第三項の規定に基づき、個人情報取扱事業者等に対する個人情報保護委員会の権限に属する検査等事務を行った結果について事業所管大臣又は金融庁長官を経由して個人情報保護委員会に報告すること。	課長

別表第一の十一の項中第三号から第十四号までを削り、同表の十六の項の第三号中「第二条の二」を「第二条」に改め、同項の第四号中「第三条第一項」を「第三条第四項」に、「長期臨時職員の採用」を「臨時的任用職員の任用」に改め、同項の第五号中「第五条第四項」を「第四条第四項」に、「長期臨時職員」を「臨時的任用職員」に改め、同項の第六号

平成三十年四月一日

中「第七条」を「第五条」に、「長期臨時職員」を「臨時的任用職員」に改め、同項の第七号を次のように改める。

七 規程第六条第四項の規定に基づき、臨時的任用職員の退職の内申を行うこと。 課長

別表第一中二十五の項を二十六の項とし、同表の二十四の項の第二十五号を次のように改める。

二十五 職員の被服の貸与に関する事務を行うこと。 班総括

別表第一の二十四の項の第二十六号を削り、同項を同表の二十五の項とし、同表の二十三の項の次に次のように加える。

二十四 大分県教育庁用自動車管理規程（平成二十九年教育長決裁。以下この項中「規程」という。）に関する事務	一 規程第五条の規定に基づき、安全運転管理者等を選任又は解任すること。	課（室）長
	二 規程第六条の規定に基づき、整備管理者等の選任、解任等を行うこと。	課（室）長
	三 規程第九条第二項の規定に基づき、勤務時間外の庁用自動車等の使用を認めること。	課（室）長
	四 規程第十条第一項の規定に基づき、集中管理専任車配車申込書（使用証）を提出すること。	班総括
	五 規程第十四条の規定に基づき、営業自動車の借上げを承認すること。	班総括
	六 規程第十五条第二項の規定に基づき、庁用自動車等使用簿を受理すること。	班総括
	七 規程第十六条第二項の規定に基づき、庁用自動車等運行報告書を提出すること。	課（室）長
	八 規程第十七条第一項及び第二項の規定に基づき、庁用自動車等の事故等について報告を受け、及び速報し、並びに事故処理について協議すること。	課（室）長
	九 規程第十八条の規定に基づき、庁用自動車等の処分等について協議し、又は庁用自動車等変動報告書を提出すること。	課（室）長

別表第二の教育改革・企画課の部の十六の項を次のように改める。

十六 大分県教育庁用自動車管理規程（以	一 規程第三条第二項の規定に基づき、庁用自動車等の管理者に対して報告を求め、実地に	教育次長
---------------------	---	------

大分県報号外（教育委訓令甲）

<p>下この項中「規程」という。）に関する事務</p>	<p>調査し、又は必要な措置を命ずること。 二 規程第十条第一項の規定に基づき、集中管理専任車配車申込書（使用証）を受理すること。 三 規程第十一条の規定に基づき、集中管理専任車配車申込書（使用証）を受理すること。 四 規程第十二条第二項の規定に基づき、集中管理共用車使用簿を受理すること。 五 規程第十七条第二項の規定に基づき、庁用自動車等の事故等について速報を受け、及び事故処理について協議を受けること。</p>	<p>班総括 班総括 課長</p>
-----------------------------	--	-------------------------------------

別表第二の教育人事課の部の一の項中「（平成十一年大分県教育委員会訓令甲第六号）」を削り、同項の第十三号中「第二条の二」を「第二条」に改め、同項の第十四号中「第三条第二項」を「第三条第五項」に、「長期臨時職員の採用」を「臨時的任用職員の任用」に改め、同項の第十五号を次のように改める。

十五 規程第六条第五項の規定に基づき、臨時的任用職員の退職を発令すること。 課長

別表第二の教育人事課の部の十七の項の第八号中「臨時的任用職員」を「臨時的任用職員」に改め、同項の第十号中「第二十三条の三」を「第二十三条の四」に改め、同項の第十三号中「第二十三条第三項」を「第二十三条の二第三項」に改め、同部の十八の項の第七号中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改め、同項の第十一号を次のように改める。

十一 給与規則別表第三中人事委員会が指定する職にある校長及び 課長
 び教頭を指定すること。

別表第二の教育人事課の部の十八の項の第十四号中「第二十三条第三項」を「第二十三条の二第三項」に改め、同項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げ、同部の二十二の項の第四号中「第九条第二項」を「第九条第三項」に改め、同部中二十八の項を削り、二十九の項を二十八の項とし、三十の項から三十二の項までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二の特別支援教育課の部の九の項の第一号中「第七条第二項」を「第六条第二項」に改め、同項の第二号中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同項の第三号中「第十三条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

別表第二の高校教育課の部の十一の項の第一号中「第七条第二項」を「第六条第二項」に

改め、同項の第二号中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同項の第三号中「第十三条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

別表第三の一の部の二の項の第二号中「第二条の二」を「第二条」に改める。
 別表第三の二の部の四の項の第一号中「（短期臨時職員を除く。）」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同項の第二号中「第三条第一項」を「第三条第四項」に、「長期臨時職員の採用」を「臨時的任用職員の任用」に、「行なう」を「行う」に改め、同項の第三号中「第五条第四項」を「第四条第四項」に、「長期臨時職員」を「臨時的任用職員」に改め、同項の第四号中「第七条」を「第五条」に、「長期臨時職員」を「臨時的任用職員」に改め、同項の第五号を次のように改める。

五 規程第六条第四項の規定に基づき、臨時的任用職員の退職の内申を行うこと。 所（館）長

別表第三の二の部の四の項の第六号中「行なう」を「行う」に改め、同部の八の項の第三号中「行なう」を「行う」に改め、同項の第五号を次のように改める。

五 職員の被服の貸与に関する事務を行うこと。 課（部）長

別表第三の二の部の八の項の第六号を削り、同項の第七号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項の第六号とし、同項の第八号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項の第七号とし、同項の第九号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項の第八号とし、同項の第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同項の第十二号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項の第十一号とし、同項の第十三号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項の第十二号とし、同項を同部の九の項とし、同部の七の項の次に次のように加える。

<p>八 大分県教育庁用自動車管理規程（以下この項中「規程」という。）に関する事務</p>	<p>一 規程第五条の規定に基づき、安全運転管理者等を選任又は解任すること。 二 規程第六条の規定に基づき、整備管理者等の選任、解任等を行うこと。 三 規程第九条第二項の規定に基づき、勤務時間外の庁用自動車等の使用を認めること。 四 規程第十五条第二項の規定に基づき、庁用自動車等使用簿を受理すること。 五 規程第十六条第二項の規定に基づき、庁用自動車等運行報告書を提出すること。 六 規程第十七条第一項及び第二項の規定に基づき、庁用自動車等の事故等について報告を</p>	<p>所（館）長 所（館）長 所（館）長 課（部）長 所（館）長 所（館）長 所（館）長</p>
---	---	--

	<p>受け、及び速報し、並びに事故処理について協議すること。</p> <p>七 規程第十八条の規定に基づき、庁用自動車等の処分等について協議し、又は庁用自動車等変動報告書を提出すること。</p>	<p>所（館）長</p>
--	---	--------------

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

平成三十年四月一日

大分県報号外（教育委訓令甲）